協同組合庄原ショッピングセンター発行の「商品券」をお持ちのお客様へ

資金決済に関する法律に基づく

利用終了及び払戻しのご案内

協同組合庄原ショッピングセンター発行の「商品券（500 円券・1000 円券）」は**令和8年9月 30 日**をもちまして利用を終了させていただきます。これに伴い、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項の規定に基づき、未使用の商品券につきまして、以下の通り払戻しを実施いたします。

対象の商品券をお持ちのお客様は、利用終了日までにご利用いただくか、払戻し期間内にお申し出くださいますようお願い申し上げます。

■ **ご利用終了日　令和8年9月30日(水)**

■ **払 戻 期 間**

令和8年10月1日(木)～令和8年12月31日(木)

（受付時間　9:30～18:30　※12月 31 日のみ 17:30 まで）

※ご利用終了日（令和 8 年 9 月 30 日）以前の払戻し対応はできません。

※上記期間内にお申し出がない場合は、本払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

【払戻しの対象となる商品券】

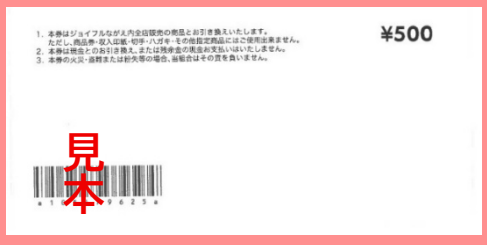

■ お申し出・払戻しの方法

上記払戻期間内に、協同組合庄原ショッピングセンタージョイフル2階案内所まで未使用の商品券をお持ちください。

内容を確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※受付の際、氏名・連絡先をお伺いしております。

　個人情報は今回の払戻し手続き以外には利用しませんので、あらかじめご了承ください。

＜お問合せ先＞

協同組合　庄原ショッピングセンター

本　部　／　727-0013　広島県庄原市西本町 2 丁目 19 番 1 号　　TEL(0824)-72-4111